

千葉市喀痰吸引等研修支援事業について

本市では、現在、喀痰吸引等の医療的ケアを提供できるサービス事業所が不足しており、医療的ケアを必要とする方や、そのご家族は、不安を抱えている状況です。

そこで、医療的ケアを行える事業所を増加させるため、平成26年度から、ヘルパー等医療職以外のものが医療的ケアを行うために必要な喀痰吸引等研修のうち、第3号研修（※下記1（3）参照）にかかるとする経費について、一部を助成する制度を開始します。

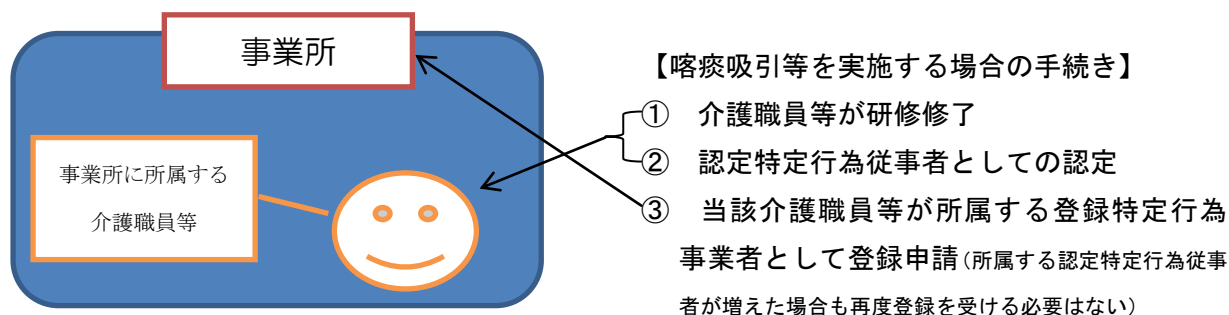
事業者の皆様におかれましては、当該制度をご活用いただき、医療的ケアの提供について、是非ともご協力をお願いいたします。

1 制度の背景

(1) 喀痰吸引制度の概要

平成24年4月から「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員等、医療職以外の者が喀痰吸引等の医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養）を実施できるようになった。

実施をする場合は、まず、介護職員等の個人が、各都道府県に登録した登録研修機関による①研修を修了し、②「認定特定行為従事者」としての認定を受けたあと、当該介護職員が所属している事業所（個人の場合は当該個人）が、③各都道府県知事に「登録特定行為事業者」登録申請を行う必要がある。



※ ①、②職員個人に関する手続き、③は事業者に関する手続き

(2) 喀痰吸引等とは

今回の制度改正によって、医療職以外の実施が可能となるのは、以下の行為

- ① たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ② 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

(3) 研修の区分

区分	認定を受けられる行為	研修のカリキュラム
第一・二 号研修 (不特定 多数の者 対象)	第一号：喀痰吸引（口腔・鼻腔・ 気管カニューレ内） 経管栄養（胃ろう腸ろ う・経鼻） 第二号：喀痰吸引（口腔・鼻腔内） 経管栄養（胃ろう腸ろ う）	<p>基本研修 講義 50H + 各行為のシュミレーター演習 + 実地研修</p>
第三号研 修（特定 の者対 象）	喀痰吸引（口腔・鼻腔・気管カニ ューレ内） 経管栄養（胃ろう腸ろう・経鼻） ※現に喀痰吸引等を行う必要が ある特定の利用者個人に対し て、下記の医療的ケアのうち、 その個人が必要とする行為を 行うことができる。	<p>基本研修 講義及び演習 9H + 実地研修 (特定の者に対す る必要な行為につ いてのみ)</p> <p>※あるAという特定の者について、研修を修了した介護職員等は、別のBという者に対し、喀痰吸引等を行う場合には、実地研修のみで可能（基本研修は省略）</p>

助成制度対象

(4) 在宅重症心身障害児（者）の医療的ケア等に関する報告書について

本市が平成25年6月に行った調査においては、以下のような結果がでていいる。重症心身障害児（者）以外の難病患者等も含めると、相当数の障害者とその家族が不安を抱えていると思われる。

① 介護者は休息をとれずに不安を抱えている。

- 今回の調査においては、休息をとれない家族の実態が明らかになった。例えば、丸一日介護から離れることのできた直近の日が1年以上前の介護者が、介護を始めてから休めていないとした介護者も含め約49%と半分近い。また、介護から離れることのできる時間が一日2時間以下しかない介護者が3割を超える。
- このような状況をうけ、「このままだと介護を続けることが難しい」と考える介護者が約1割(9.4%)、「現時点では介護をつづけることは可能だが、将来を考えると不安である」と考える介護者が約7割(65.6%)おり8割に近い方が、何らかの不安を抱えている状況である。
- また、介護を代わってくれる人がいない介護者が2割を超えていたり、介護者全体が高齢化していたり、と介護者にかかる負担は大きい。

障害のある次男に出来るかぎりのことをしてあげたい。お兄ちゃんにも普通の生活をさせてあげたい。そう思いながら、24時間一人で二人を見ていると、首に手をかけそうになります。あと1年、長い1年です。どうか弱い者をたすけて下さい。 【自由記載欄から抜粋】

② 医療的ケアに対するニーズが高いが、事業所は不足している。

- 今回集計の対象とした64名については、全ての家族が医療的ケアを実施しており、そのうち6割近く（59.4%）は3種類以上の医療的ケアを実施している。
- そのなかでも、喀痰吸引と経管栄養については、平成24年4月の制度改正において、医療職以外のヘルパー等が一定の研修を受けて行うことが可能となったが、そういったサービスを行う事業所が増えない状況がある。（平成25年6月現在、千葉市内では9事業所）
- しかし、今回の調査に回答した方に限っても50名が喀痰吸引や経管栄養を実施しており、そのうち8割近く（78%）が、ヘルパー等の喀痰吸引等の利用を希望している。

医ケアが可能であることがあたりまえな制度になってほしい。どんなに障害も重くても自宅から一歩でも外に出て社会とかかわり友達と出会い、にぎやかな空間で過ごすことが大事だと思う。子どもに“いってらっしゃい！お帰りなさい！”と言ってみたい。 【自由記載欄から抜粋】

③ 特に短期入所に対するニーズが高いが、医療的ケアを行える短期入所は不足している。

- 短期入所については、全体の6割以上（62.5%）が利用している。また、全体の4割以上（45.3%）が短期入所を足りないと感じている。
- 本来、1ヵ月に1回程度の利用を希望する方は7割近く（67.2%）いるが、実際に1ヵ月に1回程度利用できているのは、2割に満たず（15.6%）、希望と実際の利用に大きな乖離が起きている。
- また、病院等を併設しない福祉型短期入所が医療的ケアを行うことへの期待も大きく、利用したいという方は6割を超え（62%）、医療的ケアの行える短期入所の整備が必要とされる。

短期入所を利用できる医療型入所施設のベッド数が少ないため、すぐにいっぱいになってしまい、利用したい日に利用できない。 【自由記載欄から抜粋】

2 喀痰吸引等研修支援事業の概要

(1) 目的

喀痰吸引等医療的ケアを必要とする在宅障害者が、安心して日常生活を送れるよう、喀痰吸引等を実施できるヘルパーを増やすため、医療職以外のヘルパー等が、特定の者に対して喀痰吸引等医療的ケアを行うための研修（第3号研修）を受ける費用を助成する。

(2) 事業内容

① 助成対象費用

喀痰吸引等研修（3号研修）を要する費用のうち、基本研修と実地研修のいずれか一方に係る費用（教科書代等の実費負担は除く）

② 助成金額

助成対象費用の半額と補助基準額を比べどちらか安い方を助成する。

[補助基準額]

基本研修 5,000円（講義）

実地研修 2,500円（看護師等の指導のもと本人に喀痰吸引等を実施）

【補助金額算定例】

ケース1

i) 研修に係る経費

項目	金額
基本研修	11,000円
実地研修	5,000円
その他実費負担	2,100円

ii) 助成金額

- ① 基本研修を助成対象として選択
- ② 補助対象経費の半額を計算
 $11,000円 \times 1/2 = 5,500円$
- ③ ②の金額と補助基準額を比べ少ない方の金額
 $5,500円 > 5,000円$

→ 助成金額は **5,000円**

ケース2

i) 研修に係る経費

項目	金額
実地研修	4,500円
その他実費負担	1,100円

※基本研修受講済みのため、実地研修のみ

ii) 助成金額

- ① 実地研修を助成対象として選択
- ② 補助対象経費の半額を計算
 $4,500円 \times 1/2 = 2,250円$
- ③ ②の金額と補助基準額を比べ少ない方の金額
 $2,250円 < 2,500円$

→ 助成金額は **2,250円**

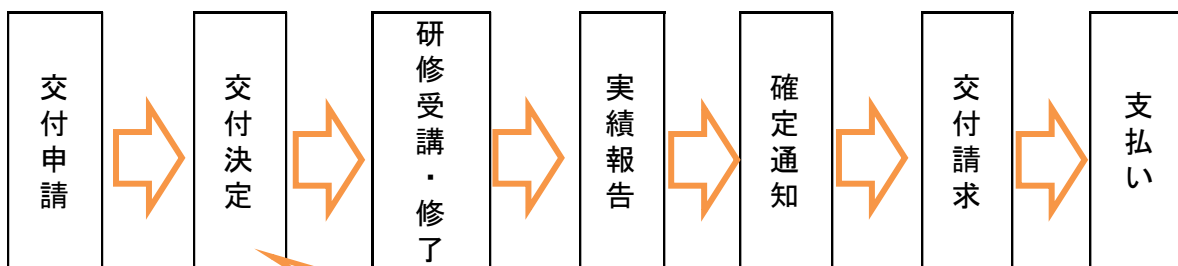
(3) 助成対象

所属する職員等に、研修を受講、修了させ、その後千葉市在住の障害者等に対し喀痰吸引等を行わせることを予定している事業所（①公立の事業所、②千葉市内の障害者支援施設以外の第一種社会福祉施設を除く）

※ 「事業所」として想定されるのは障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、幼稚園、学校、介護保険サービス事業所（障害者を対象とする場合のみ）等が想定される。

3 申請から支払いまでの流れ

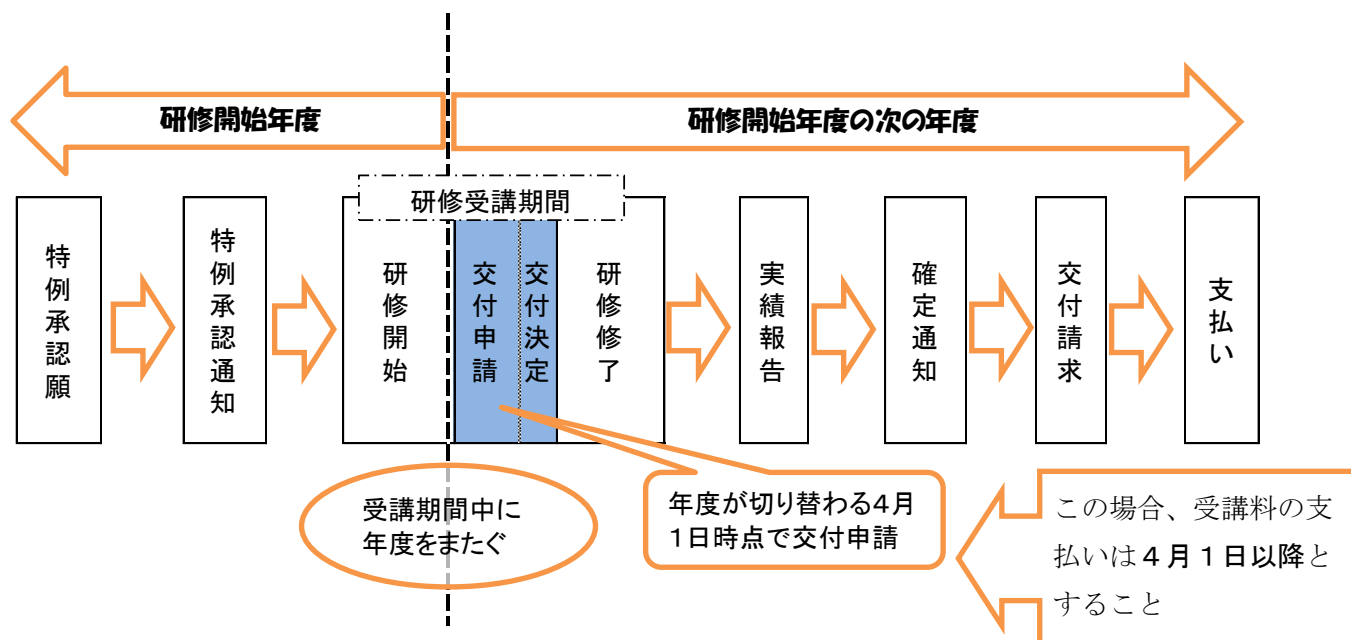
(1) 通常のケース



受講料の支払いは必ず**交付決定後**に行うこと。
(交付決定前に支払った場合は助成対象とならない。)

(2) 特例対象ケース

研修開始が3月であった場合や、実地研修を行う対象の障害者が長期の入院をした場合等、研修受講開始年度中に研修を修了することが困難なケースについては、事前に承認を得ることにより、研修開始年度の次の年度に限り、研修受講開始前でなく、研修受講中に交付申請することを認める。



※ 一度交付申請及び交付決定した後に申請の特例が必要となる状況となった場合は、辞退承認申請を行い、一旦助成事業中止の承認を受けた後、上記の手続きを行う。

4 千葉県喀痰吸引等研修支援事業に関するQ & A

問1 ひとりのヘルパーが何度も申請できるか

答 支援対象の障害者が違う場合には何度でも申請可能

問2 千葉市外の事業所が申請することも可能か。

答 千葉市民（障害者及び障害児に限る）を支援対象としていれば可能

問3 千葉市外の研修機関を利用する場合も申請可能か

答 支援対象者が千葉市民（障害者及び障害児に限る）であれば対象となる。

問4 施設職員が研修を受ける場合は対象となるか

答 千葉市内の障害者支援施設であれば対象となる

問5 平成26年3月に受講開始し、まだ研修が修了してないが、助成対象となるか

答 助成対象とはならない。

5 申請から助成金の支払いまで

特例対象ケースについては、取扱いが異なりますので、お問い合わせください。

(1) 交付申請

- ① 提出時期 … 研修受講開始前 かつ 受講料支払い前
- ② 提出書類 … 千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付申請書（様式第1号）

【貼付書類】

- ア 登録研修機関に対して研修の申し込みを行う際に提出する書類の写し
- イ 研修を受講する職員との雇用契約書写し
- ウ 登録研修機関の研修費用の内訳がわかる資料
- エ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書（様式第3号）
- カ 喀痰吸引等を受ける千葉市民の住民票
 - ※「カ」の住民票については、「個人情報確認に係る同意書（様式第2号）」を提出すれば、省略することができる。
 - ※「イ」については原本証明必須

(2) 交付決定

交付申請の審査後、『千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）』が交付される。

(3) 実績報告

- ① 提出時期 … 研修修了後 かつ 受講料支払い後
- ② 提出書類 … 千葉県喀痰吸引研修支援事業助成金実績報告書（様式第11号）

【添付書類】

- ア 認定特定行為業務従事者認定証写し
- イ 助成対象経費について研修機関が発行する領収書
- ウ 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録通知書写し又は登録を受ける旨の誓約書（様式第12号）
 - ※「ウ」については、都道府県のホームページ等により登録を確認できれば、省略可能。
 - ※「イ」については原本提出

(4) 確定通知

実績報告の審査後、『千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付額確定通知書（様式第13号）』が交付される。

(5) 交付請求

千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付請求書（様式第13号）提出

(6) 助成金支払い

千葉県から助成金支払い（口座振り込み）

提出先

〒260-8722
千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市高齢障害部障害企画課

問い合わせ先

電話 043-245-5174
FAX 043-245-5630
E-mail shogaikikaku.HWS@city.chiba.lg.jp